100 横 経営継承した後継者の皆さまへ

# 超過源。鏡頭等



地域農業の担い手の経営を継承した後継者による

# 経営発展に向けた取組を

国と市町村が一体で支援をします!



経営継承·発展等支援事業補助金事務局



# 経営継承・発展支援事業の概要

# 事業の概要

本事業は、地域農業の担い手の経営を継承 した後継者による、その経営を発展させる取組 を支援することにより、将来にわたって地域の 農地利用等を担う経営体を確保することが目的 です。

# 補助対象者の要件

地域農業の担い手 (中心経営体等)の先代事業 者(個人事業主又は法人の代表者)からその経営に 関する主宰権の移譲を受けた後継者(親子、第三者 など先代事業者との関係は問わない)であって、 経営発展計画(※1)を策定するなどの要件を満たした 者が対象となります。

(※1: 経営発展計画の提出先は市町村になります)

# 補助額・補助対象となる取組

### 補助上限 100万円[国と市町村が2分の1ずつ負担(※2)]

(※2:本事業による国の支援(負担)は、市町村が後継者の経営発展に向けた取組に 必要な事業費の2分の1(上限50万円)を負担する場合に限って実施できます)

# 経営発展に向けた以下の取組に要する経費を補助します



# 応募手続

補助金事務局である全国農業会議所が定める公募要領に基づき、市町村が本事業による補助を受け ようとする後継者の方を募集します。詳細は、全国農業会議所のホームページなどをご確認ください。

# 経営継承・発展等支援事業補助金事務局

-般社団法人 全国農業会議所

お問い合わせ先

03-6910-1124 [受付時間 平日9:30-17:00]

メール keieikeisyou@nca.or.jp 特設サイト https://keisyou-hatten.maff.go.jp

# 農業を継承した皆様へのお知らせ

地域農業の後継者を後押しする「経営継承・発展支援事業」についてお知らせいたします。

### 補助対象者の要件

地域農業の担い手(注)から経営を継承した後継者(第三者も含む)で、以下の要件などを満たしたもの。

- ①令和3年1月1日から応募時までに主宰権の移譲を受けている。(個人事業の開業・廃業届)
- ②経営発展計画を策定している。(申請時個別で作成予定)
- ③後継者の名義で税務申告等を行っている。
- ④青色申告者である。
- ⑤家族経営協定を締結している(後継者が家族農業経営の場合)など。
  - (注)地域農業の担い手とは、以下をいいます。
  - (1) 実質化された人・農地プランに中心となる経営体と位置づけられたもの。
  - (2) 町が地域農業の維持・発展に重要な発展を果たすと認めた認定農業者など。

#### 補助内容

補助上限額:100万円(国と町で最大2分の1ずつ負担)

本事業は国および町の予算の範囲内で採択されます。

取組内容等によりポイントを付与し、全国でポイントの合計値が高い順に採択者が選定されるため、事業要件を満たせば必ず支援が受けられるものではありません。

# 補助対象経費など

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費等

#### 申請時にお持ちいただくもの

- ①令和2年分と令和3年分の確定申請書類一式 (主宰権の移譲がわかるもの、例えば個人事業の開業・廃業届出書など)
- ②補助対象経費の見積書
- ③経営発展計画書(経営発展に向けた取組内容、成果目標を記載した計画書) ※申請時に面談しながら作成予定

#### 申請締切

令和4年6月15日(水)まで お問い合わせ先 TEL 0176-56-4384 農林水産課 蛯名まで

なお、詳細については町のホームページの重要なお知らせに募集要領などを 掲載いたしますのでご確認ください。なにか質問があれば、気軽にご相談くだ さい。